

町の掲示板

7月の納税
固定資産税・2期分
国民健康保険税・2期分
後期高齢者医療保険料・1期分

町の人口

人口 2万7252人 (+38)
男性：1万3335人 (+27) 女性：1万3917人 (+11)
世帯数 1万689戸 (+22)
平成26年5月31日現在 () = 前月比

子ども教育課

☎ 932-1459(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線272番)

平成26年度私立幼稚園 就園奨励費について

幼稚園教育の充実を図るため、平成26年度に私立幼稚園に就園する幼児の保育料の一部を補助します。希望される人は、それぞれの幼稚園で申請してください。

▶**対象** 須恵町に在住し、私立幼稚園に通園している満3歳から満5歳(平成26年4月1日時点)の幼児がいる世帯

▶**申請方法** 須恵町の幼児が就園している幼稚園に申請書類を配布しています。希望する人は、幼稚園より書類を受け取り、7月末までに幼稚園に提出してください。認定結果は、9月初旬に各私立幼稚園長あてに通知します。

幼稚園で書類を受け取ることができない人は、子ども教育課までご連絡ください。

▶**補助額** 町民税の課税状況により、審査を行います。補助限度額は、町立幼稚園授業料の減免に関する条例に規定する範囲内とします。

詳しくは、子ども教育課までお問合せください。

子ども教育課

☎ 932-1459(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線273番)

子育て世帯臨時特例給付金について

申請書の提出はされましたか？

子育て世帯臨時特例給付金の申請書は、**平成26年1月分の児童手当を受けている人**に、送付しています。申請書が届いていない人は、子ども教育課までお問合せください。

▶**必要書類**

申請書

※受給者によっては、申請書の様式が「児童手当現況届」と一緒になっています。

※子育て世帯臨時特例給付金の振込口座を変更される場合は、別途必要な書類があります。

▶**受付期間** 9月2日(火)まで

社会教育課

☎ 934-0030

短冊に願い事を書きよう

7月7日は七夕です。七夕は年に一度、おり姫とひこ星が2人で会うことを願い、天の川をわたって会うことを許された特別な日といわれています。短冊に願い事を書いておくと、願いが叶うといわれています。そこで、アザレアホール須恵に笹の木を設置します。短冊に願い事を書いてみませんか？

▶**受付日時** 月曜日～金曜日 9時～17時15分

▶**受付期間** 7月31日(木)まで



地域振興課

☎ 932-1438(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線216番)

スギ・ヒノキ林を長期間手入れ 出来ずお困りの森林所有者の人へ

福岡県では荒廃した森林を再生し、健全な状態で次世代へ引き継ぐため、平成20年4月から「森林環境税」を導入しました。

須恵町では、この森林環境税を活用した「荒廃森林再生事業」に取り組み、間伐などの森林の整備を実施しています。

スギ・ヒノキ林を長期間手入れできず、お困りの森林所有者は地域振興課まで相談ください。

▶**対象となる森林** 次の①・②の両方に該当する森林

①おおもむね15年以上手入れがされていないスギ・ヒノキ林

②下層植生(下草など)や表土流出の状況から、荒廃した森林と判断される森林

▶**整備内容** 間伐、除伐など

▶**実施主体** 森林の調査や間伐などの工事は、町から請負った事業者が行います。(森林所有者の人が作業をする必要はありません)

▶**整備費用** 町が**全額負担**します。(森林所有者の費用負担はありません)

※**事業を実施する際は、町と森林所有者が協定を結ぶことが必要です。**

地域振興課

☎ 932-1438(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線216番)

狩猟免許試験の案内

平成26年度狩猟免許(網猟、わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟)試験を実施します。

新たに狩猟をしようとする人は、福岡県が実施する狩猟免許試験を受け狩猟免許を取得し、狩猟しようとする年度に福岡県に狩猟者登録をしなければなりません。

▶**実施日** 7月30日(水)

▶**試験会場** 福岡県福岡西総合庁舎(福岡市中央区赤坂1丁目8-8)

▶**問合せ先** 粕屋郡猟友会 須恵支部
☎ 090-3016-9329(田中支部長)

健康福祉課

☎ 932-1493(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線137番)

須恵町こころの相談電話のお知らせ

家庭や職場での人間関係や、ストレスによるさまざまな悩みや不安、精神疾患・福祉制度などについて、電話で相談をお受けします。

▶**対象**

・須恵町在住・在勤・在学の人
・上記の人について相談したい家族など

▶**相談日時** 8月1日(金)～平成27年3月31日(火)の毎週火・金(閉庁日の場合は翌開庁日) 9時～11時30分、13時～16時30分

▶**相談専用電話** ☎ 080-3904-7006